

神奈川県シンボルマーク及びマスコットキャラクターの使用に関する事務取扱い要領

制 定 平成21年12月21日 神政第1221号

最近改正 平成27年3月26日 神政第1374号

(趣旨)

第1条 この要領は、神奈川区のPRや魅力アップの目的で、区シンボルマーク及びマスコットキャラクター（以下「シンボルマーク等」という。）を使用する場合の条件、その他必要な事項について定めるものとする。

(使用者)

第2条 シンボルマーク等を使用できるのは、第4条に定める手続により神奈川区総務部区政推進課長（以下、区政推進課長という。）が使用を認めた者（以下「使用者」という。）とする。

(使用できる事業等)

第3条 シンボルマーク等は、次の各号に当てはまらないものとする。

- (1) 政治、宗教、特定の思想の普及を目的とする事業等
- (2) 特定の企業、団体又は商店だけの利益を目的とする事業等
- (3) 法令及び公序良俗に反する事業等
- (4) 神奈川区及びかめ太郎のイメージを損なうと認められる事業等
- (5) 個人的な事業等
- (6) その他、区政推進課長が不相当と認める場合

(申請手続等)

第4条 シンボルマーク等の使用を希望する団体又は個人（以下「申請者」という。）は、シンボルマーク及びマスコットキャラクター使用申請書（第1号様式）に必要事項を記入し、区政推進課長に提出しなければならない。ただし、神奈川区役所各課が使用する場合は、区政推進課へ使用する事業内容を事前連絡し、使用見本を提出することで、使用手続を省略できるものとする。

承認にかかわる物品等の完成品を神奈川区へ提出すること。ただし、完成品の提出が困難と認められる場合には、写真等を提出すること。

- 2 申請者は、申請書に添付書類（規約、会則その他これらに類するもの、その他必要と認める書類及び使用見本）を添えて、区政推進課長に提出すること。
- 3 区政推進課長は、次号提出された使用申請書等の内容を審査し、使用承認を決定した場合は神奈川区シンボルマーク及びマスコットキャラクターの使用承認通知書（第2号様式）を、不承認を決定した場合は神奈川区シンボルマーク及びマスコットキャラクター使用不承認通知書（第3号様式）を申請者に交付するものとする。

また、使用が承認された場合は、次の使用にあたっての注意事項を順守する

ものとする。

＜使用にあたっての注意事項＞

- (1) 申請した内容以外には一切使用しないこと。
- (2) 使用に関して、神奈川区に迷惑をかけたたり、区民に誤解を与える行為をしないこと。
- (3) 申請した行事等に関して、内容を変更する場合はシンボルマーク及びマスコットキャラクター使用にかかる行事内容変更届（第4号様式）を速やかに提出すること。

（使用承認の取消し等）

第5条 区政推進課長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承認を取り消し、使用者に対し、その使用の差止めの請求又は必要な指示等（以下「請求等」という。）を行うことができる。この場合において、使用者は、直ちにその請求等に従わなければならない。

- (1) 使用者がこの要領に違反した場合
 - (2) 使用者が第4条による使用承認に付した条件に違反した場合
 - (3) 申請書の内容に虚偽のあることが認められる場合
 - (4) その他シンボルマーク等の使用内容が不相当であると認められる場合
- 2 区政推進課長は、前項により使用承認を取り消すときは、神奈川区シンボルマーク及びマスコットキャラクターの使用承認取消書（第5号様式）を使用者へ通知するものとする。
- 3 神奈川区は、第1項の規定による使用承認の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。
- 4 区政推進課長は、使用者にシンボルマーク等の使用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

（使用の非独占制等）

第6条 使用承認は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してシンボルマーク等を使用する権利を付与するものではない。

- 2 使用承認は、使用者、使用するイベント等について神奈川区の推奨を行うものではない。

（経費等の負担）

第7条 神奈川区は、この要項に定める申請に要した費用及び使用の実施に関わる経費又は役務を負担しない

（損失補償等の責任）

第8条 神奈川区は、シンボルマーク等の使用を承認したことに起因する損失補償

等について、一切の責任を負わない。

- 2 使用者は、シンボルマーク等の使用により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、処理しなければならない。
- 3 使用者は、シンボルマーク等の使用に際して故意又は過失により神奈川区及び横浜市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を神奈川区及び横浜市に賠償しなければならない。

(情報の公開)

第9条 区政推進課長は、広く利用促進を図る視点からシンボルマーク等の使用承認の状況等について公開することができる。

(その他)

第10条 この要領に定めのない事項については、区政推進課長が別に定めるものとする。

(附 則)

この要領は、平成21年12月21日から施行する。

(附 則)

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

(附 則)

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

(附 則)

この要領は、平成27年4月1日から施行する。